

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

取引先同士のマッチングに加え、大手企業との商談会を実施し、取引先の販路拡大等の支援をしています。また、事業承継・M&Aの専門グループを配置し、事業承継の課題を抱えている顧客に対し、事業承継対策のスキーム提案及びアドバイスを通じて、取引先の課題解決に取り組んでいます。

b. IT実装支援

デジタル戦略部を配置し、地域の事業者が抱える様々な課題に対し、デジタルを活用することにより解決することを目的とした「デジタル化支援業務」の取り扱いを開始しています。デジタルを活用した課題解決支援が必要な取引先事業者へ、提携先のIT業者とのマッチング支援をしています。

c. 専門人材マッチング

厚生労働大臣より「有料職業紹介事業」の許可を取得し、採用ニーズを有する取引先等と転職等を検討する求職者のマッチングを支援しています。地域企業の人材における課題解決や持続可能な地域社会の実現に向けて支援しています。

d. グリーン化の取組

取引先の脱炭素化、省エネルギー設備導入の促進のため、利子補給金事業の指定金融機関として「地域脱炭素利子補給制度」や「ESG融資利子補給制度」を取り扱い支援しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、取引に基づく適正な支払期日までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は、長期ビジョンに「地域 No.1 パートナーバンクへ」を掲げ、お客様の課題解決に向けたコンサルティング営業を中心とする金融仲介機能の発揮を通じて、地域の生産性向上と発展に貢献してまいります。

令和5年4月28日

碧海信用金庫 理事長 山内 正幸